

奈良県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年四月十九日立野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成二十八年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾